

那 霸 市 公 報

号外第707号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

那霸市職員措置請求監査結果について(公表) 1187

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 5 号

平 成 2 2 年 1 月 8 日

掲 示 済

那霸市監査委員 慶 利光

同 宮里 善博

同 大浜 安史

同 仲松 寛

那霸市職員措置請求監査結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

- 1 請求人 元安 一明
- 2 請求書の受付 平成21年11月9日
- 3 請求の内容 原文(那覇市職員措置請求書)のとおり

那覇市職員措置請求書

1 請求の要旨

1) 請求の対象職員

請求者は平成19年3月頃より、那覇市立曙小学校PTAにおける違法行為の疑いについて、当該学校教職員及びPTA役員等と協議を行ってきましたが、平成20年10月23日19時からの約1時間PTA三役との違法性等確認の為の会合において、当該学校長、教頭、及びスクールソーシャルワーカーの立会いがありました。この立会いの申入れは平成20年10月3日当該PTA会長からの電話により申入れがあったが、当方は「学校長の立会いはPTA相談役の立場もあるので問題ないと思うが、スクールカウンセラー(会長説明)の立会いはその職責に反し、又、那覇市教育委員会のPTAへの行政不介入との見解にも反する。あとあと面倒な事になる。」と疑義を申し上げたが、「学校とPTAは一体である。」とのことで受け入れてもらえず、立会いは当該学校長の要請で実施されました。ちなみに、疑義はPTA事務に対しても申し入れましたが、無視されたようです。

2) 財務会計行為の事実

平成20年11月12日総合青少年課起票のスクールソーシャルワーカー活用事業における支出負担行為書(債権者集合)において10月分として処理された。

3) 違法・不当理由

沖縄県スクールカウンセラー等設置規程における設置目的等に反する行為である。

社会教育関係団体の会議であり、行政は社会教育法第12条により干渉できない。

本件は当該PTAの活動に対する個人の思想・信条に基づく申し入れであり、又、立会いや事前の情報収集に際し、対象の一人である本件請求者(元安一明)の同意がない中で行われており、那覇市個人情報保護条例第6条、第8条に反する行為である。

4) 市の損害

那覇市スクールソーシャルワーカー出勤簿には当日の19時~21時(2時間)の記録と同活動日誌にも「PTA活動について意見を出している保護者への説明会議に出席」と参加が認められ、それに基づく報償費明細票が存在している。これによると、曙小学校における合計27時間の内2時間4,000円の支出が認められるが、目的に反した支出であり、市の損害である。

5) 請求する措置

1の4)における支出は、曙小学校校長のスクールソーシャルワーカーの

不当な立会い要請に基づくものであり、1の3)の理由により支出は正当で無いと考えられる為、最終的に支出を決済した総合青少年課課長へ市費負担分の返還を求めるべきである。

2 請求者

(本監査結果では省略)

事実証明書 平成20年度那覇市スクールソーシャルワーカー配置希望申請書
那覇市スクールソーシャルワーカー出勤簿10月分
スクールソーシャルワーカー活動日誌
平成20年度那覇市SSWR報償費明細表10月分
支出負担行為書(債権者集合)

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という)第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成21年11月20日に受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成21年12月4日、請求人が本件措置請求の補足陳述をした。

2 監査対象事項

「スクールソーシャルワーカー(以下「SSWR」という。)活用事業」に係る報償費の支出が違法又は不当にあたるか否かについて監査を実施した。

3 監査対象部局

教育委員会学校教育部(学校教育課、総合青少年課)、那覇市立曙小学校

第4 監査の結果

1 事実の確認

監査対象とした事項について、監査対象部局に対して関係書類の調査、法第199条第8項の規定に基づく関係職員からの事情聴取を実施した結果、以下の事実を確認した。

(1)SSWR活用事業について

当該事業は、文部科学省の調査研究事業として沖縄県から委託された事業で、児童生徒が置かれた様々な環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるSSWRを配置する調査研究事業である。

当該事業は、以下のテーマに関する調査研究を実施するとある。

SSWRの適切な配置の在り方

SSWRを活用した、児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛けの在り方

SSWRを中核とした関係機関等の効果的な連携の在り方

また、当該事業の実施方法として、SSWRは事業実施所管部局である総合青少年課の課長又は学校長の指揮監督、指導計画のもと、概ね次の活動を行うとある。

- ・問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けに関すること。
- ・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整に関すること。
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援に関すること。
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。
- ・教職員等への研修活動に関すること。
- ・児童生徒の支援に関し、総合青少年課長等が必要と認める事項に関すること。

(2)平成20年10月23日の会議(以下「本件会議」という。)について本件会議は、平成20年10月3日、曙小学校PTA会長からの請求人に対する申し入れにより実施され、出席者は当該小学校校長、教頭、PTA役員、請求人及びSSWrであった。

また、本件会議の議事内容を記した議事録等はないが、措置請求書の添付資料(請求人のメモ、請求人と当該学校長との往復文書等)に、本件会議の内容として、PTA入会の任意性、給食費とPTA会費の同時徴収の問題等に関する記載がある。

(3)SSWr報償費の支出について

本件会議に出席したことに対するSSWr報償費は、総合青少年課のSSWr活用事業から平成20年10月分報償費として、平成20年11月21日に支出された。

2 監査委員の判断

本件措置請求において請求人は、本件会議にSSWrが立ち会ったことは、沖縄県スクールカウンセラー等設置規程における設置目的等に反する行為、社会教育法第12条により干渉できない、那覇市個人情報保護条例第6条、第8条に反する行為であるとして、総合青少年課長に対しSSWr報償費(4,000円)の返還を求めると主張している。

このことについて、以下のように判断する。

(1)本件会議にSSWrが立ち会ったことは沖縄県スクールカウンセラー等設置規程における設置目的等に反する行為であるかについて

本件会議に出席したSSWrは、市が文部科学省の調査研究事業として沖縄県から委託された「平成20年度SSWr活用事業」に基づき配置されたものであり、沖縄県が配置するスクールカウンセラー等に属するものではないため、当該規程の適用を受けるものではない。

次に、請求人は触れていないが、SSWrの活動は市が定めた「平成20年度那覇市SSWr活用事業実施要領」(以下「本件要領」という。)に基づいて活動するものであることから、そのことについて検証する。

本件会議を開催するにあたり曙小学校校長は、第三者の立場から公平な判断と助言を得るため、SSWrに対し本件会議への立会いを要請したとのことであり、当該行為について総合青少年課長は、本件要領の実施方法に定めるSSWrが行う活動内容の「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供に関すること。」に該当すると認定している。

ところで、本件要領の趣旨に「児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。」とあ

り、当該事業の調査研究テーマとして「SSWrを活用した、児童生徒が置かれている様々な環境に対する効果的な働き掛けの在り方」が掲げられている。

また、文部科学省が作成したSSWr実践活動事例集に、地域とのつながり方としてPTAや自治会等の例示があり、SSWrの連携する組織にPTAも含まれている。

以上のことから、PTAの在り方について協議する本件会議にSSWrが立会ったことは、PTAとのつながりが児童生徒の支援活動に資することから、本件要領に則した行為であるとする。

(2) 本件会議にSSWrが立ち会うことは、社会教育法第12条により干渉できないとの主張について

(1)で述べたとおり、SSWrが本件会議に立ち会ったことは本件要領に基づくものであり、社会教育法第12条にいう社会教育関係団体に対する不当な統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えたものではないと考える。

(3) 那覇市個人情報保護条例第6条、第8条に反する行為かについて

本件会議へのSSWr立会いについて請求人の同意があったか、また、本件会議において当該条例に反する行為があったかについて、事実が確認できないため、当該条例に反する行為かについては判断しない。

3 結論

以上のことから、本件会議に出席したSSWrの報償費の支出は正当でなく返還を求めるべきであるとの請求人の主張には理由がないものと認める。